平成２８年（フ）第３０号
岐阜県各務原市蘇原柿沢町１丁目48番地２
債務者　河田　直美
1　決定年月日時　平成28年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月30日まで
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第３６号
三重県鈴鹿市末広南３丁目８番28号　ルミエール末広１Ｈ、前住所三重県鈴鹿市住吉４丁目６番24号　モービルホーム403号室
債務者　大家　則久
1　決定年月日時　平成28年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月30日まで
津地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第１１号
三重県北牟婁郡紀北町海山区島勝浦219番地10
債務者　三宅　雅子
1　決定年月日時　平成28年３月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月30日まで
津地方裁判所熊野支部

平成２８年（フ）第８号
兵庫県川西市湯山台１丁目18番地の16
債務者　澤本　優佳
1　決定年月日時　平成28年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月30日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２８年（フ）第５１号
奈良県天理市田部町271番地20
債務者　岩橋　　誠
1　決定年月日時　平成28年３月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月30日まで
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第２７号
奈良県北葛城郡広陵町馬見北９丁目12番６号　セピアヒルズＡ　102
債務者　立石　次男
1　決定年月日時　平成28年３月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月30日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２８年（フ）第３６号
奈良県香芝市磯壁４丁目171番地　サロック201号、前住所奈良県香芝市磯壁２丁目1071番地１　香ノ池ハイツ303号
債務者　亀本　好唯
1　決定年月日時　平成28年３月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月30日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２８年（フ）第１０号
島根県益田市隅村町646番地５、前住所島根県益田市隅村町696番地２
債務者　尾崎　雅美
1　決定年月日時　平成28年３月29日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月30日まで
松江地方裁判所益田支部

平成２８年（フ）第２９号
広島県東広島市西条町土与丸169番地195
債務者　古川　一秀
1　決定年月日時　平成28年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月30日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第９０号
広島県東広島市高屋町造賀4944番地７
債務者　堀内　勇也（旧姓有居）
1　決定年月日時　平成28年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月30日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１２４号
広島市安佐南区山本７丁目19番19号
債務者　寺尾　幸章（旧名重幸）
1　決定年月日時　平成28年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月30日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１３１号
広島市安佐南区中須２丁目10番21―103号
債務者　髙田美都里
1　決定年月日時　平成28年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月30日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１３９号
広島県安芸郡熊野町初神３丁目22番17号
債務者　進藤　篤彦
1　決定年月日時　平成28年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月30日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２０７号
徳島県吉野川市鴨島町西麻植字田渕36―９、旧住所徳島市名東町３丁目294番地の１、住民票上の住所徳島市上八万町西地1012番地
債務者　堀田　和三
1　決定年月日時　平成28年３月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月30日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第６号
徳島県板野郡藍住町東中富字西安永133番地45　カオス藍住Ａ　１号、旧住所徳島県板野郡藍住町徳命字名田77番地１　レインボータウン名田Ｈ号
債務者　清水　愛子（旧姓野原）
1　決定年月日時　平成28年３月28日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月30日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２７号
徳島県徳島市佐古五番町９番10号
債務者　福島チヱ子
1　決定年月日時　平成28年３月28日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月30日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３１号
徳島県徳島市勝占町下多々羅21番地の４
債務者　大久保弘幸
1　決定年月日時　平成28年３月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月30日まで
徳島地方裁判所民事部